

公 告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 綾戸 常貴

次のとおり一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	数 量	履行期限	履行場所
フローリング床張替一式(C規格)ほか10件 内訳書のとおり				令和8年3月31日	陸上自衛隊勝倉宿舎

2 参 加 資 格

- (1) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

3 契約条項

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項
- (4) 単価契約に関する特約条項
- (5) 契約条項を示す場所: 陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

4 説明会の日時及び場所: なし

5 入札実施日時及び場所: 令和7年7月9日(水)11時30分 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

6 保 証 金

- (1) 入 札 保 証 金 : 免 除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- (2) 契 約 保 証 金 : 免 除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅 延 賠 償 : 遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 無 効 入 札

- (1) 本公告に示した資格のない者の入札
- (2) 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札金額が明瞭でない入札
- (5) FAX、電報、電話、電子メールの入札
- (6) 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8 落 札 決 定 方 法

- (1) 単価により決定する。ただし、総品目の総価格で落札者を判断する。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契 約 書 の 作 成: 落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10 そ の 他

- (1) 委任状について: 入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- (2) 資格審査結果通知: 入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- (3) 郵便入札について: 郵便による入札は令和7年7月8日(火)17時00分までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時: 令和7年7月11日(金)13時30分
イ 場 所: 陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室
- (4) 暴力団排除誓約事項: 入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。
- (5) 問い合わせ・連絡先: 〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 三上
直通FAX: 029-271-3130 電子メール: fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

入 札 書

品 名	規 格	単位	数量	単 価(税抜)	備考
フローリング床張替一式（C規格）ほか10件 内訳書のとおり					

金 額： ¥ 単価 (税 抜)

履行期間： 令和8年3月31日(火)

履行場所： 陸上自衛隊 勝倉宿舎

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官陸上自衛隊施設学校
会 計 課 長 綾 戸 常 貴 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

内訳書

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	フローリング床張替一式(C規格)	仕様書のとおり	ST	3		
2	フローリング床張替一式(D規格)	仕様書のとおり	ST	1		
3	ビニール床張替一式	仕様書のとおり	ST	1		
4	壁紙張替一式(C規格)	仕様書のとおり	ST	1		
5	壁紙張替一式(D規格)	仕様書のとおり	ST	1		
6	建具新規一式	仕様書のとおり	ST	1		
7	玄関鉄製扉塗装一式	仕様書のとおり	ST	3		
8	階段部手摺塗装一式	仕様書のとおり	ST	2		
9	階段部PS板塗装一式	仕様書のとおり	ST	2		
10	浴室ユニット交換一式	仕様書のとおり	ST	1		
11	排水管整備一式	仕様書のとおり	ST	1		
合計 (税 抜)						

市場価格調査

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	フローリング床張替一式(C規格)	仕様書のとおり	ST	3		
2	フローリング床張替一式(D規格)	仕様書のとおり	ST	1		
3	ビニール床張替一式	仕様書のとおり	ST	1		
4	壁紙張替一式(C規格)	仕様書のとおり	ST	1		
5	壁紙張替一式(D規格)	仕様書のとおり	ST	1		
6	建具新規一式	仕様書のとおり	ST	1		
7	玄関鉄製扉塗装一式	仕様書のとおり	ST	3		
8	階段部手摺塗装一式	仕様書のとおり	ST	2		
9	階段部PS板塗装一式	仕様書のとおり	ST	2		
10	浴室ユニット交換一式	仕様書のとおり	ST	1		
11	排水管整備一式	仕様書のとおり	ST	1		
合計 (税 抜)						

※ 物品については流通価格の記載をお願いいたします。

提出期限：令和7年7月7日(月)12時00分

提出先：陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班

直通FAX：029-271-3130

電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

陸上自衛隊施設学校仕様書			
物品番号		仕様書番号	
件 名	勝倉宿舎 内装等修理役務一式	作成年月日	令和7年6月2日
		作成部隊等	施設学校総務部厚生課厚生班
1 適用範囲 本仕様書は、陸上自衛隊施設学校が実施する「勝倉宿舎内装等修理役務一式」について適用する。 2 実施場所 勝倉宿舎 茨城県ひたちなか市勝倉3433 別図第1「案内図及び宿舎要図」 3 概 要 勝倉宿舎の内装等の修理（畳・襖・壁全周塗装・天井クロス張替を除く。） フローリング床張替一式、ビニール床張替一式、壁紙張替一式、建具新規一式、玄関鉄製扉塗装一式、階段部手摺塗装一式、階段部P S板塗装一式、浴室ユニット交換一式、排水管用整備一式の役務を実施する。細部は、別図第2「内訳表」による。 なお、整備寸法・面積は、別図第3「各整備場所の寸法等一覧（基準）」、整備場所は、別図第4「平面図」による。 4 一般事項 (1) 本仕様書及び図面は「勝倉宿舎内装等修理役務」について必要事項を規定する。本役務は、本仕様書及び図面による他、次の規定及び関係諸規則に基づき実施する。 (2) 本仕様書に記載なき事項については、監督官と調整し、当然実施すべき事項は、請負業者の負担において実施すること。また、作業上軽微なもので当然必要と判断される事項についても同様とする。 (3) 請負業者は、作業実施時期について監督官と調整を行い決定する。 (4) 関係法令及び諸規則に基づき、工程管理、品質管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。 (5) 本役務により発生した鉄屑以外の発生材は、請負業者の負担において搬出し、適正に処分するものとする。また、発生材等を産業廃棄物として処分する場合は、マニユフェストA・B2・D・Eを提出すること。 (6) 役務作業中の安全確保には十分留意して現場管理を行うとともに、火災等の災害及び事故に注意すること。また、作業する場所は整理整頓、養生等を行うこと。 (7) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、または施設等を破損した場合で、その原因が本役務作業に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責任を負うものとする。 (8) 本役務中に受注者の故意または過失により生じた事故及び損傷は、すべて業者お負担において速やかに補償・修復するものとする。 (9) 仕様書で特に記載、指示がないものについて、技術的に当然なすべきことは、官側の承認を受けて業者負担により、確実に実施するものとする。			

- (10) 追加で必要な資材、運搬費（勝倉宿舎はエレベータ未設置）、撤去費用等必要とされる経費は、当初の入札額に含めるものとし、追加料金等は一切認めないものとする。
- (11) 整備完了後は、既存の状態（使用可能な状態）に復旧すること。
- (12) 役務においては、原則、土日、祝日を除く平日とし、作業時間は、駐屯地日課時限（0815～1700）に合わせて実施するものとする。
- (13) 本契約においての予定数量については、入居者の退去状況等により変更（増減）があることを理解し、入札に参加すること。
- (14) 整備において使用する接着剤、塗料等は適切なもの（有害でないもの。）を使用すること。
- (15) その他、官側の諸規則、指示に従い役務を遅滞なく行うこと。
- (16) 電気・水道を使用する場合は、業者負担とする。
- (17) 整備にあたり、色・材質・型番等について、事前に官側の承認を得ること。
- (18) 建具等の寸法等は、事前に測定すること。

5. 整備要領

整備内容	規格	整備場所	整備 予定 戸数	修繕事項（基準）
フローリング床 張替一式	c 40㎡	①玄関ホール ②台所 ③居間 ④洋室1 ⑤洋室2	3	1 整備場所は、乾式二重床で「フクビ化学工業フローア-3S」又は同等の内容で施工されており、支持脚は既存の資材を使用すること。 2 二重床下地材は、12mmコンパネ貼（ラワン材）又は同等の強度のある材料で整備すること。 3 二重床上地材は、「NODAカナルデザイン（厚さ12mm）」又は同等以上とする。 4 デザイン色は、ウォールナットダーク色（D1）と同等色とする。 5 別図第5「床伏図」参照
	d 50㎡		1	
ビニール床 張替一式	c・d 共通 6㎡	①トイレ ②洗面・ 脱衣所	1	1 整備場所は、乾式二重床で「フクビ化学工業フローア-3S」又は同等の内容で施工されており、支持脚は既存の資材を使用すること。 2 二重床下地材は、12mmコンパネ貼（ラワン材）又は同等の強度のある材料で整備すること。 3 二重床上地材は、「リカアLHア7住宅用CC-LH81384（厚さ18mm）」又は同等以上とする。 4 張替の際は、トイレ便器、洗面台、洗濯台を撤去し、再取付すること。 5 別図第5「床伏図」参照
壁紙 張替一式	C 23㎡	①玄関ホール ②居間 ③洋室1 ④洋室2 ⑤和室	1	1 既存のプリント合板を撤去せず、下地処理後、壁紙を張付けること。 2 壁紙貼は、「リカアLB-9596（厚さ0.5mm準不燃材）」又は同等以上の材料を使用すること。 3 別図第6「壁整備場所要図」 別図第7-1「展開図（c規格）」 別図第7-2「展開図（d規格）」参照
	D 25㎡	①玄関ホール ②居間 ③洋室1 ④和室	1	

整備内容		規格	整備場所	整備 予定 戸数	修繕事項（基準）
建具新規一式	片開きドア	c・d 共通	居間入口	1	1 ドアは、YKKapアパルス室内ドアBEチャルチェリー（鍵なし）又は同等以上であること。 2 取り付けに際しては、ハンドル、ドアローザ、丁番、受金具、デッドボルト、ストッパー等を取り付けること。 3 別図第8「建具要図(c・d規格共通)」参照
	表木目裏襖引戸		和室入口	1	1 各戸の引戸数は下記のとおり。 (1) 和室入口：1戸あたり2枚(片面：襖) 「アパ工業AY-1928KG片側ふすま紙」又は同等以上で寸法は、1800×1800cmであること。 (2) 各洋室入口の引戸枚数は、1戸あたり洋室1は1枚、洋室2は2枚で合計3枚 「アパ工業AY-1928KG片側ベニヤ襖」又は同等以上で寸法は、1800×1800cmであること。 (3) 洋室1押入れ：1戸あたり2枚 「アパ工業AY-1928KG」又は同等以上で寸法は、1800×1800cmであること。 2 別図第8「建具要図(c・d規格共通)」参照
	表裏木目引戸①		洋室1 洋室2	1	
	表裏木目引戸②		洋室1 押入れ	1	
玄関鉄製扉 塗装一式			玄関入口	3	1 塗装の種類は、下記のとおりとする。 (1) 鉄面さび止め塗料の種別 B種一般用錆止めペイント1種 (2) 仕上げ塗料の種別 B種合成樹脂調合ペイント塗り 2 1階段あたりの塗装箇所は、1コ階段組で9箇所、PS板は、5箇所（各玄関ホール）とする。 3 既存塗装のケレン作業（下地処理）及び錆止め塗装を実施すること。 4 仕上げ塗りは、2回塗りとすること。 5 各整備場所の仕上げ塗装材料(色)は、下記のとおり。 (1) 玄関扉：塗料(裏・表同色)上記第1項(2)の塗料を使用し、色は茶とする。 玄関扉裏ポスト部：上記第1項(2)の塗料を使用し、色は灰色とする。 (2) 階段手摺：上記第1項(2)の塗料を使用し、色は茶とする。 (3) PS板・点検口(裏・表同色)：上記第1項(2)の塗料を使用し、色はベージュ色とする。 6 塗装乾燥まで、注意表示等を実施すること。 7 別図第9「玄関・階段図(c・d規格共通)」 別図第10「PS板要図(c・d規格共通)」参照
階段部手摺 塗装一式		各 階段	1階～5階 までの 各階段 (1コ階段 組)	2	
階段部PS板 塗装一式			1階～5階 までの 各階段 玄関ホール (1コ階段 組)	2	
浴室ユニット 交換一式		c・d 共通	浴室	1	1 給湯・給水・電気設備は既存のものを使用し、排水管は新設すること。 2 ユニットの規格は、1116サイズとし、 「ハステックNWB-1116LALAGUMJBYGNS7N」又は同等以上の製品を取り付けること。 3 水漏れ等の防止のため、必要によりコーキング処置を実施すること。 4 整備後は、機能を点検し、異状なく使用できることを確認すること。 5 別図第11「機械設備平面図(c・d規格共通)」 別図第12「電気配線図(c・d規格共通)」参照

整備内容	規格	整備場所	整備 予定 戸数	修繕事項（基準）
排水管 整備一式	c・d 共通	浴室～ 本配管 までの 整備	1	1 浴室ユニット配管出口から洗面台配管交点までの配管交換を実施すること。 2 整備後は、機能を点検し、異状なく使用できることを確認すること。 3 別図第11「機械設備平面図(c・d規格共通)」参照
備 考	整備予定数は、あくまでも予定数量であるため、変更（整備予定戸数の増減）があることを了承されたい。			

6 整備期間

(1) 整備期間

契約締結日から令和8年3月31日までを整備期間として、各整備を発注依頼書により依頼する。その際、各張替・建具整備・塗装・設備の整備納期は、官側の発注依頼日を基準とし、1か月以内に整備を完了させるものとする。（整備内容が複合している場合も同様1か月以内とする。）発注依頼に際しては、事前に業者と官側で納期を協議し、整備を実施するものとする。

(2) 整備間に産業廃棄物が発生した場合は、令和8年3月31日までに确实かつ適正に処分し、マニフェストA・B2・D・Eを提出すること。

7 現場管理

- (1) 本役務に関して事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。特に、入居者、児童の安全確保を重視し、役務を実施すること。
- (2) 宿舎内における車両駐車は、監督官の指示によるものとし、運行速度は25km/h以下で運行するとともに、移動時は誘導員を配置し安全運転に万全を期すこと。
- (3) 喫煙規律について、監督官が指定する場所で喫煙するものとし、吸い殻入れは業者が準備し、作業終了後に清掃を実施すること。
- (4) 本役務中に事故が発生したときは、直ちに業務を中止して応急処置を講ずるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を官側に報告すること。
- (5) 現場は常に諸器材の整理整頓、その他清掃を行い、火気等の事故防止に努め、役務完成に際しては、現場の後片付け、清掃等を行うこと。

8 提出書類等

- (1) 役務の実施にあたっては、着手前に作業日程を官側へ報告すること。
- (2) 本役務の写真はカラーとし、写真帳に整理し、1部提出するものとする。なお、着工前、完成後（着工前と完成後の写真は、同じ場所・高さ・角度で撮影）、役務中の主要な点検状況、その他検査官の指示する箇所の写真を撮影し、提出すること。
- (3) 作業終了にあたり、(2)の写真を含めた資料等を各作業の完成の都度、提出するものとする。その際、不具合等、改善を要する箇所等がある場合、官側に情報提供するものとする。

9 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行にあたり、直接または間接に関わらず、知り得た事項の情報管理に万全を期すとともに、別途使用、その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

10 仕様書に関する疑義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当者に申し出て、その指示を受ける。

また、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、速やかに官側と協議の上、了承を得ること。

11 仕様書に関する連絡先

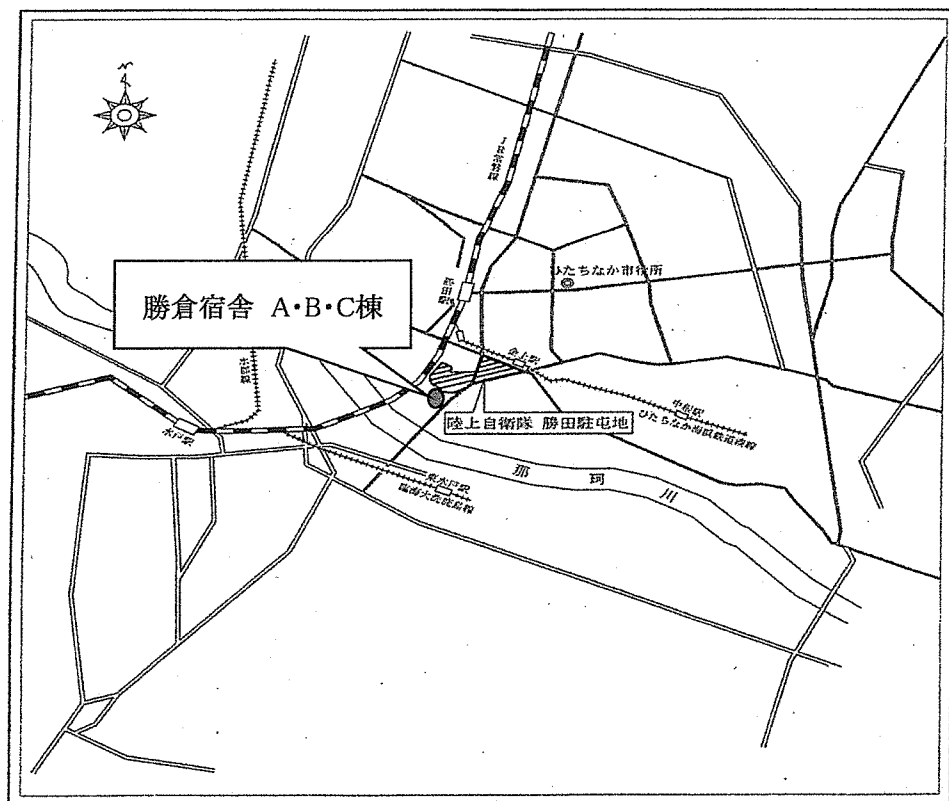
施設学校総務部厚生課厚生班 大櫛（おおくし）

電話 029-274-3211 内線 281

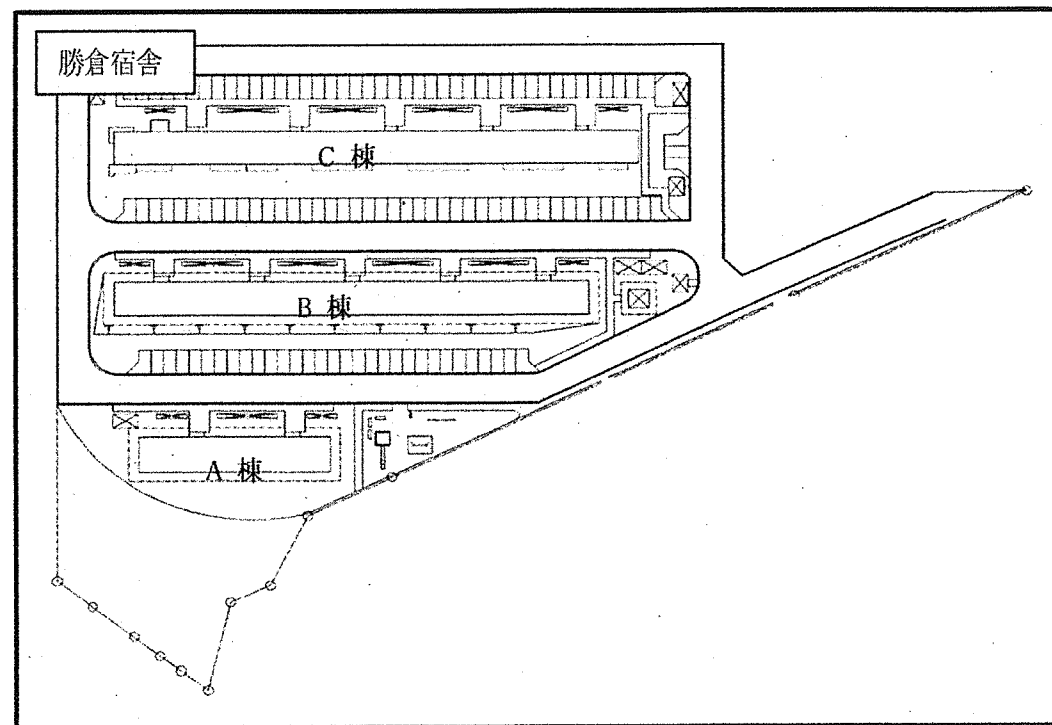
FAX 029-274-3211 内線 287

1 案内図及び宿舎要図

案内図



宿舎要図



2 内 訳 表

番号	修理役務内容	規格等	整備予定 数量	合計予定 数量
1	フローリング床貼替一式	c	3	4
		d	1	
2	ビニール床貼替一式	c・d 共通	1	1
3	壁貼替一式	c	1	2
		d	1	
4	建具新規一式	c・d 共通	1	1
5	玄関鉄製扉塗装一式		3	3
6	階段部手摺塗装一式	1階～5階 までの 各階段単位	2	2
7	階段部PS板塗装一式		2	2
8	浴室ユニット交換一式	c・d 共通	1	1
9	排水管整備一式		1	1

3 各整備場所の寸法等一覧(基準)

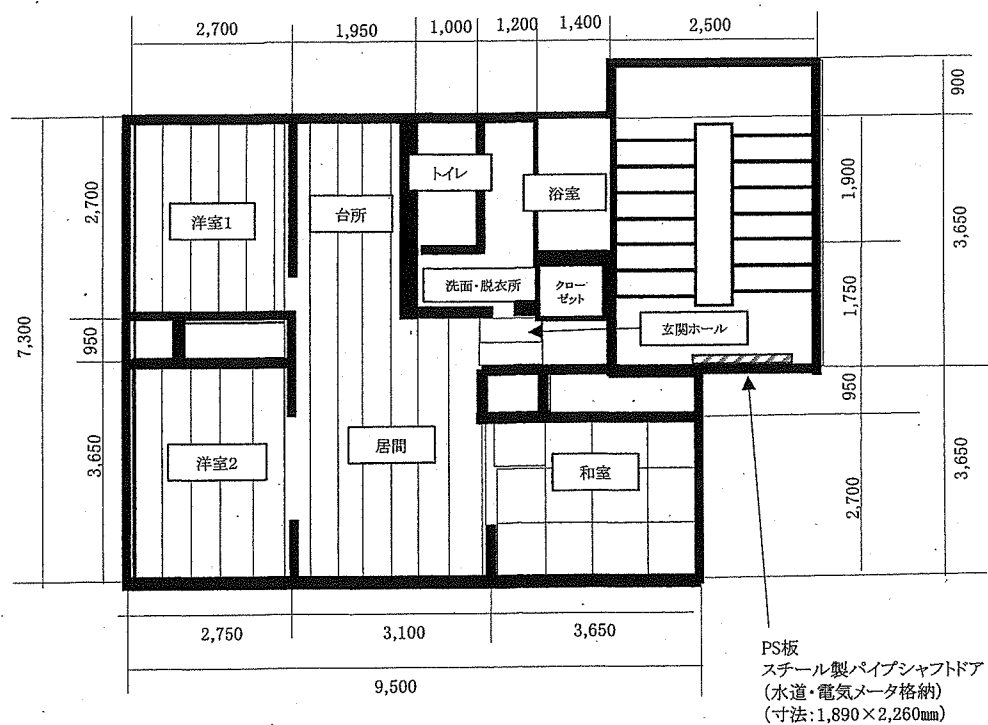
番号	整備内容	規格	場所	細部整備場所	寸法(m)		1箇所 当たりの 整備面積	仕様等
1	フローリング床張替一式	c	居間	別図第4 「平面図」 別図第5 「床伏図」	3.1	4.6	14.26	フローリング床 木目床
		d			4.6	4.6	21.16	
		c	台所		2.7	1.95	5.27	
		d			2.7	2.3	6.21	
		c	洋室1		2.7	2.7	7.29	
		d	洋室2		3.85	2.7	10.40	
2	ビニール床張替一式	C・d 規格 共通	玄関ホール	別図第7-1 「展開図」 ①洋室1	2.75	3.65	10.04	ビニール床
			トイレ		0.95	1.2	1.14	
			洗面・脱衣所		1.9	1	1.90	
					1.2	1.9	2.28	
					0.8	2.2	1.76	
					2.7	0.5	1.35	
3	壁紙張替一式 別図第6「壁整備場所要図」	c	洋室1	別図第7-1 「展開図」 ②洋室1	1.8	1.8	3.24	既存の合板処分をせず、 その上に壁紙を貼替
				別図第7-1 「展開図」 ③洋室1	0.5	2.7	1.35	
				別図第7-1 「展開図」 ③洋室1	1.8	1.1	1.98	
				別図第7-2 「展開図」 ①洋室1	1.8	0.8	1.44	
				別図第7-2 「展開図」 ①洋室1	3.85	0.5	1.93	
					1.8	1.3	2.34	
		0.45	1.55		0.70			
		1.8	1		1.80			
		d	洋室1	別図第7-2 「展開図」 ②洋室1	1.8	1.25	2.25	
				別図第7-2 「展開図」 ②洋室1	1.8	0.8	1.44	
				0.5	1.6	0.80		
				別図第7-1 「展開図」 ④居間	0.8	0.5	0.40	
		c	居間	別図第7-1 「展開図」 ④居間	1.8	0.8	1.44	
				別図第7-1 「展開図」 ⑤居間	1.8	0.4	0.72	
				1.8	0.4	0.72		
				0.5	1.6	0.80		
		d	居間	別図第7-2 「展開図」 ③居間	0.5	0.8	0.40	
				別図第7-2 「展開図」 ③居間	0.5	0.9	0.45	
				別図第7-2 「展開図」 ④居間	1.8	0.9	1.62	
				別図第7-2 「展開図」 ⑤居間	0.5	1	0.50	
		d	居間	別図第7-2 「展開図」 ⑤居間	1.8	1	1.80	
				別図第7-2 「展開図」 ⑥居間	1.8	0.4	0.72	
				1.8	0.4	0.72		
				0.5	1.6	0.80		

番号	整備内容	規格	場所	細部整備場所	寸法(m)		1箇所 当たりの 整備面積	仕様等
3	壁紙張替一式 別図第6「壁整備場所要図」	c	玄関 ホール	別図第7-1 「展開図」 ⑥玄関ホール	1.8	0.4	0.72	既存の合板処分をせず、 その上に壁紙を貼替
					1.8	0.4	0.72	
					0.5	1.6	0.80	
		別図第7-1 「展開図」 ⑦玄関ホール		2.3	0.35	0.81		
				2.3	0.4	0.72		
				1.8	0.4	0.72		
		d		別図第7-2 「展開図」 ⑦玄関ホール	0.5	1.6	0.80	
					2.3	0.35	0.81	
					2.3	0.35	0.81	
		c	別図第7-1 「展開図」 ⑧和室	0.5	1	0.50		
				1.8	1	1.80		
				0.5	1	0.50		
		d	別図第7-2 「展開図」 ⑨和室	1.8	1	1.80		
4	建具新規一式	居間ドア新設	居間	別図第8 「建具要図」 ⑤居間入口	0.8	1.8	1.44	窓付(横2箇所長方縦型)
			洋室2	別図第8 「建具要図」 ②洋室2 押入れ	0.9	1.8	1.62	プリント合板
			洋室1・2	別図第8 「建具要図」 ①洋室1入口 ③洋室2入口	0.8	1.8	1.44	プリント合板
		c・d共通	和室	別図第8 「建具要図」 ④和室入口	0.8	1.8	1.44	プリント合板 (和室は表木目、裏ふすま)

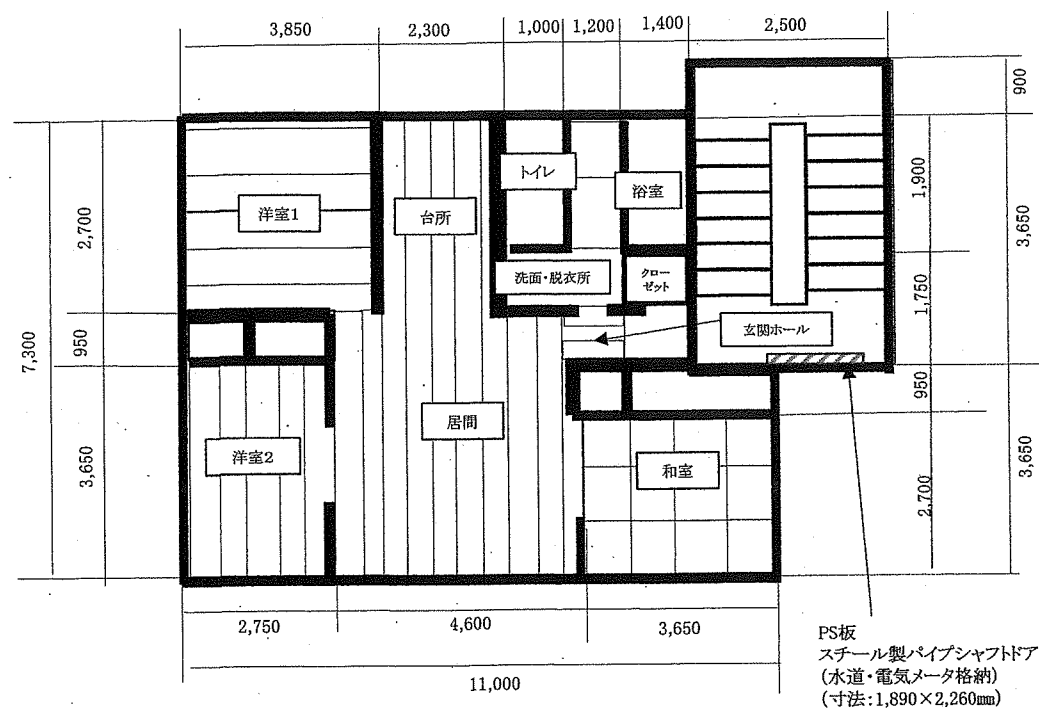
番号	整備内容	規格	場所	細部整備場所	寸法(m)		整備面積	仕様等
5	玄関鉄製扉塗装(裏表)	c・d共通	玄関入口	別図第9 「玄関・階段要図」	1.9	0.8	1.52	
6	階段部手摺塗装一式	共通	階段	別図第10 「PS板要図」	9箇所		一式	
7	階段部PS板塗装(裏表)一式				5箇所		一式	
8	浴室ユニット交換一式	c・d共通	浴室	別図第11 「機械設備平面図」 別図第12 「電気配線図」	1.1	1.6	一式	型式は1116型
9	排水管整備一式		浴室・洗面所	別図第11 「機械設備平面図」	浴室から 洗面所配管		一式	

4 平面図

勝倉宿舎c規格

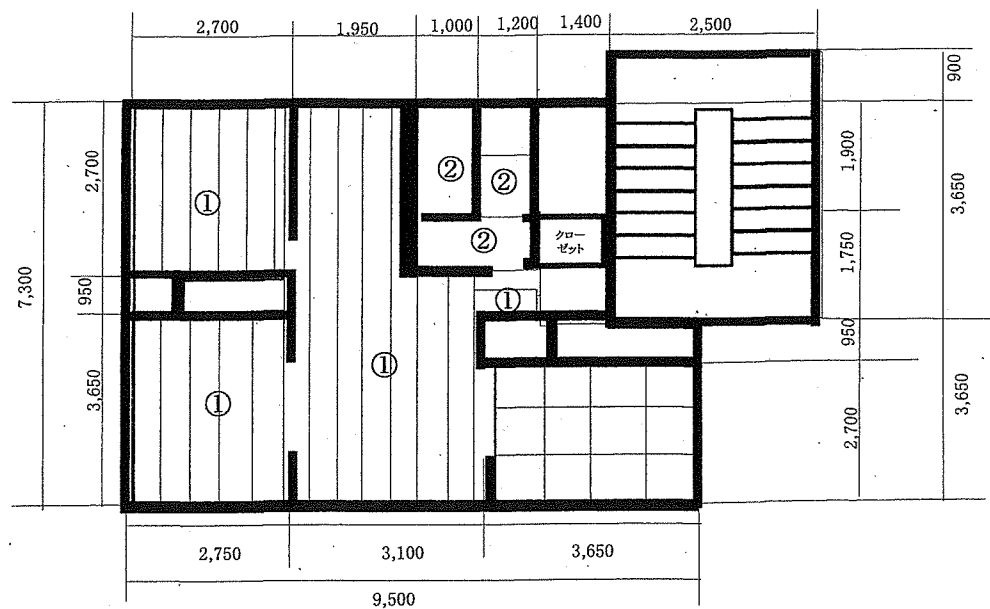


勝倉宿舎d規格

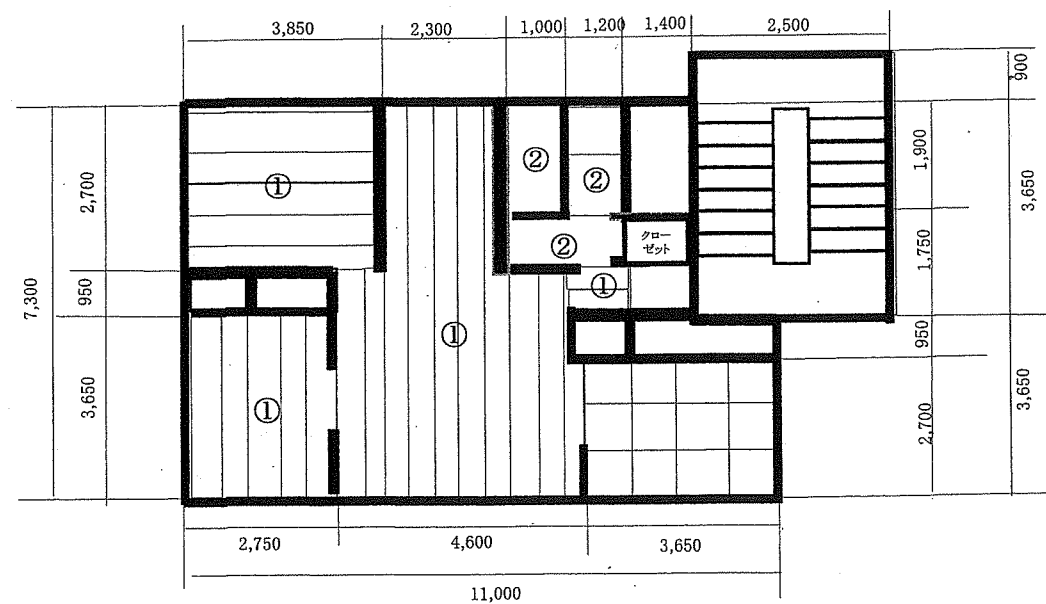


5. 床 伏 図

勝倉宿舎c規格



勝倉宿舎d規格



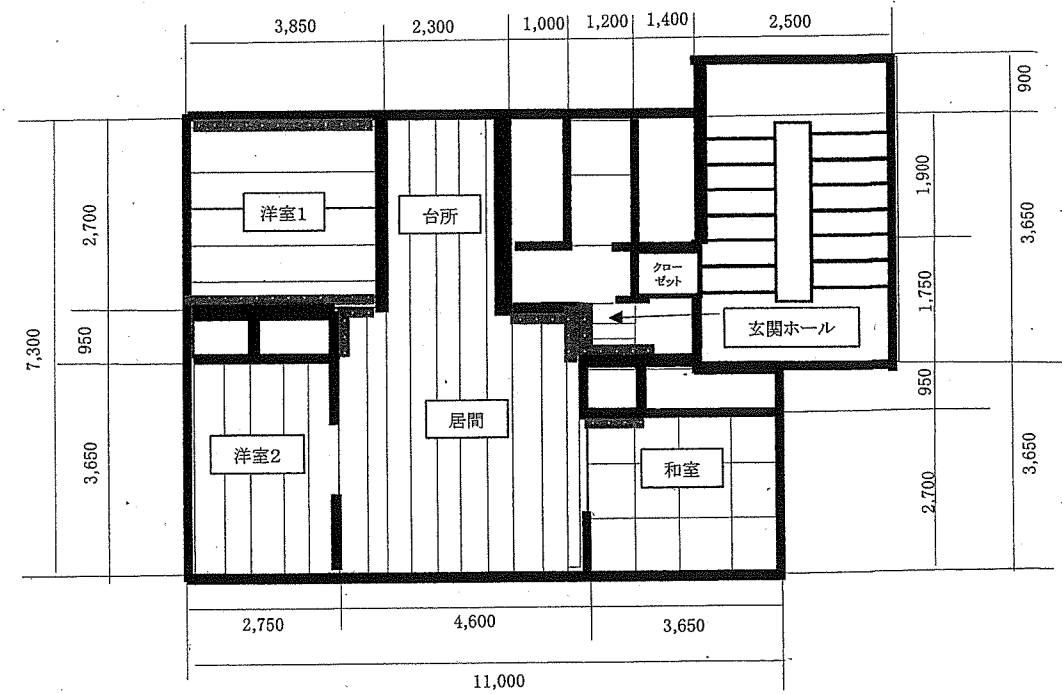
番号	場 所	床凡例
①	玄関ホール・居間・台所・ 洋室1・洋室2	乾式二重床(撤去・新設) 支持脚:既存使用 下地材:コンパネ材(ラワン)φ12mm(新設) 上地材:天然木化粧合板φ12mm(新設)
②	洗面所・トイレ・脱衣所	乾式二重床(撤去・新設) 支持脚:既存使用 下地材:コンパネ材(ラワン)φ12mm(新設) 上地材:ビニール床シート(発泡有り)φ18mm(新設)

6 壁整備場所要図

勝倉宿舎c規格



勝倉宿舎d規格



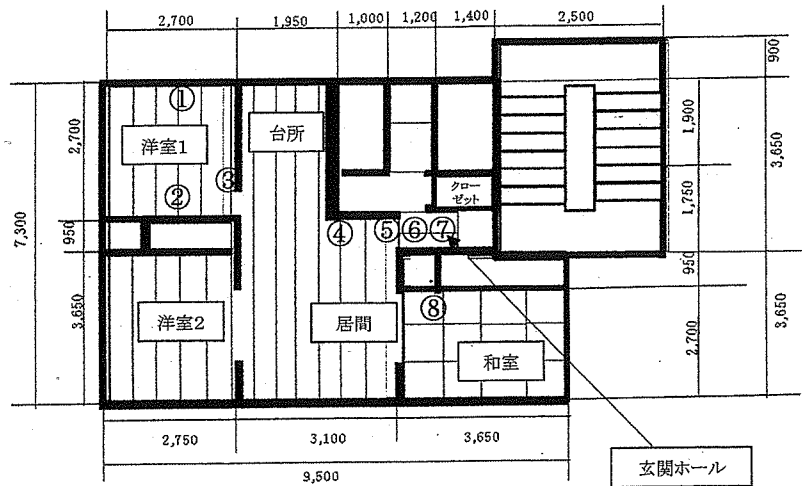
凡例



建具等を除き全面プリント合板(木目)

7 展開図 (c規格)

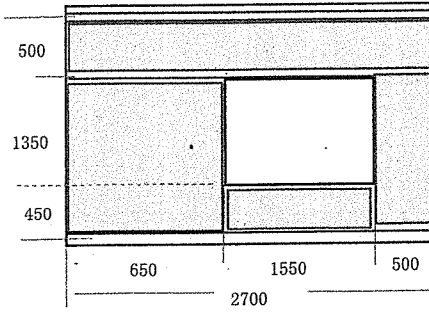
勝倉宿舎c規格



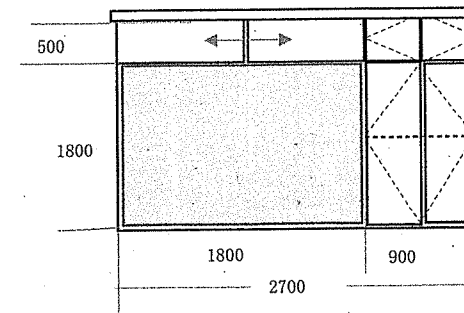
凡例

■ : 壁紙張替場所

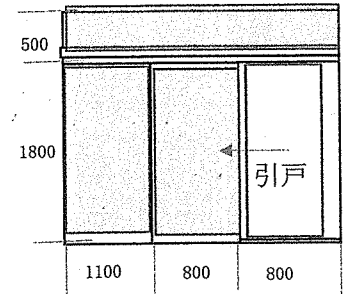
①洋室1



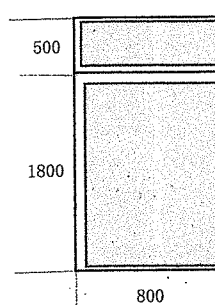
②洋室1



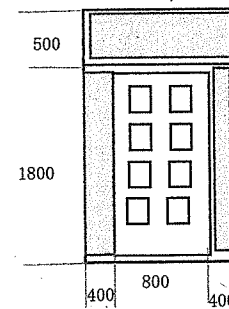
③洋室1



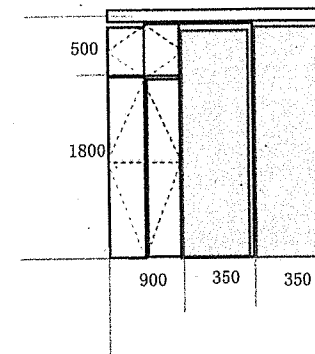
④居間



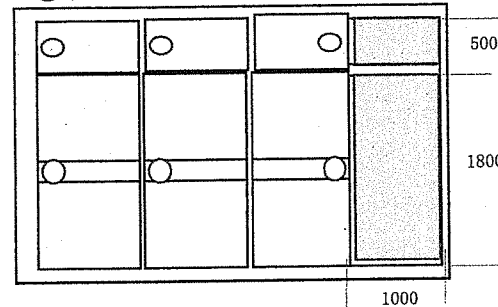
⑤居間 ⑥玄関ホール



⑦玄関ホール



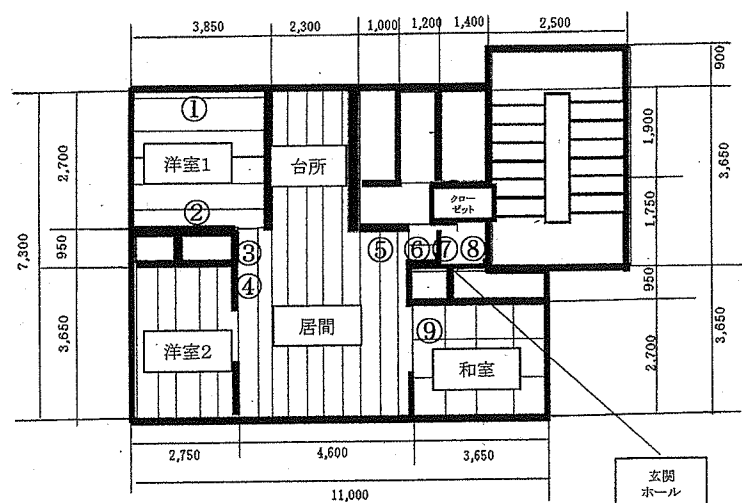
⑧和室



8 展開図 (d規格)

別図7-2

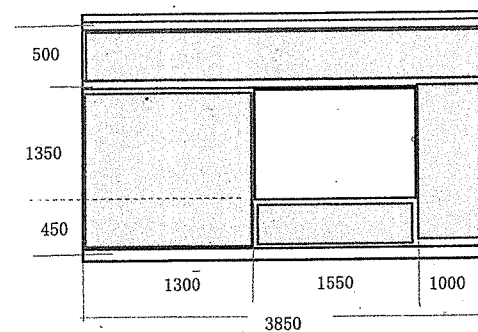
勝倉宿舎d規格



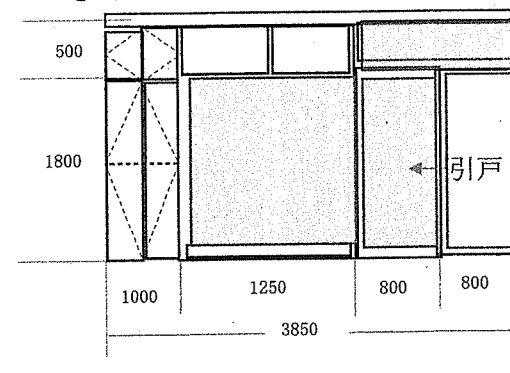
凡例

: 壁紙張替場所

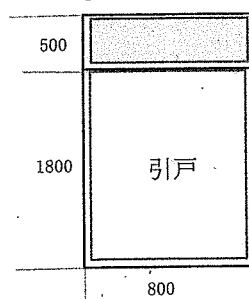
①洋室1



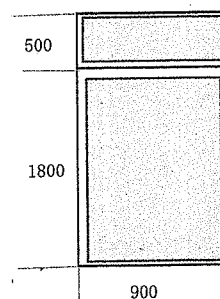
②洋室1



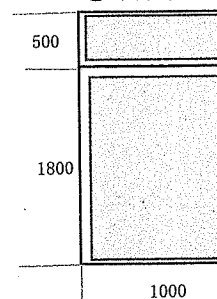
③居間



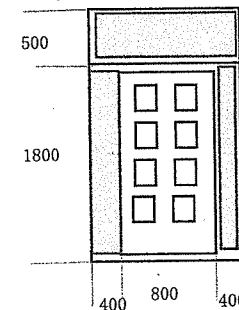
④居間



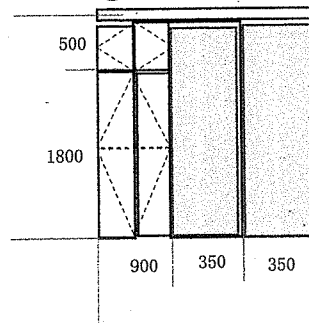
⑤居間



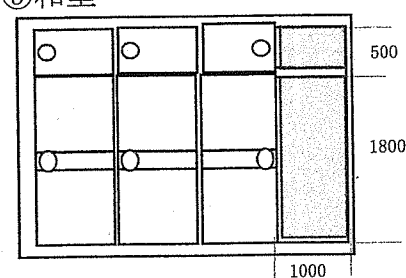
⑥居間 ⑦玄関ホール



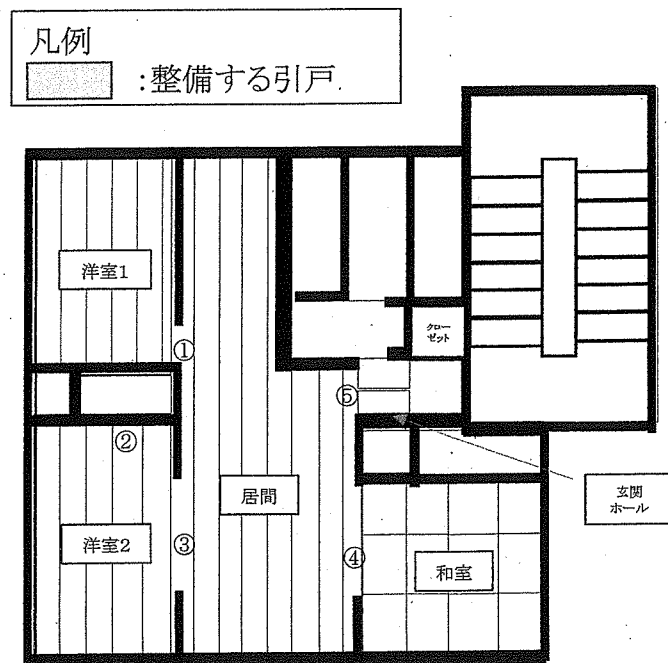
⑧玄関ホール



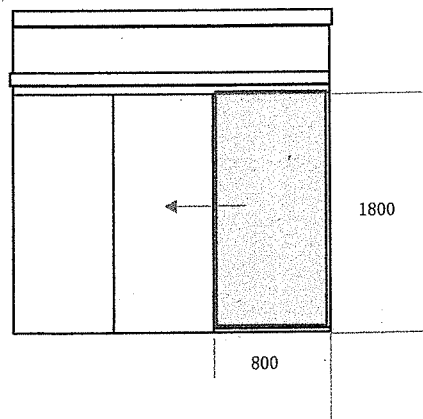
⑨和室



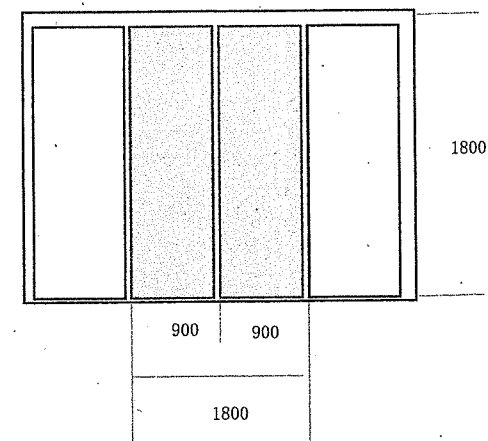
9 建具要図(c・d共通)



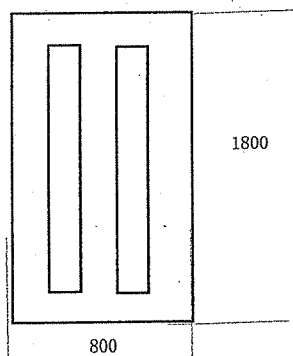
①洋室1 入口



②洋室2 押入れ

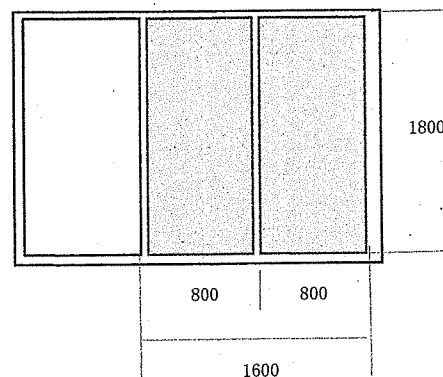


⑤居間 入口

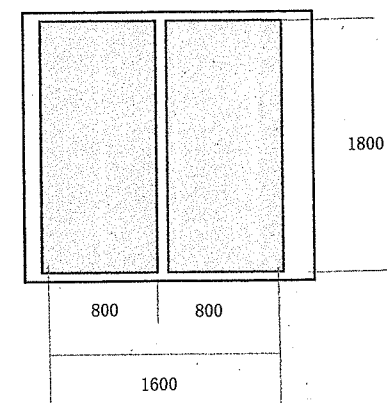


ハンドル、ドアクローサ、丁番、受金具、
 デットボルト、ストッパー含む。(新規)*

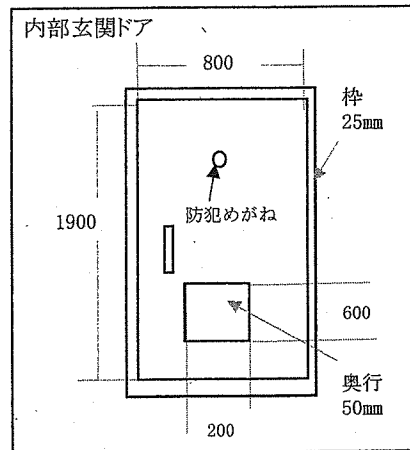
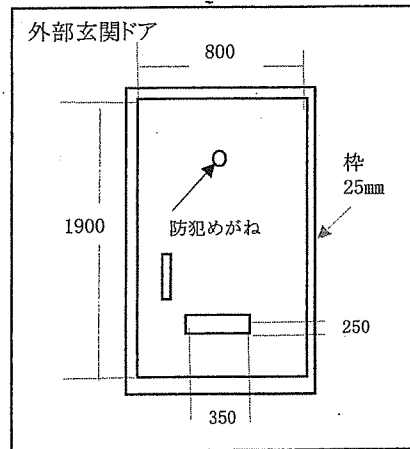
③洋室2 入口



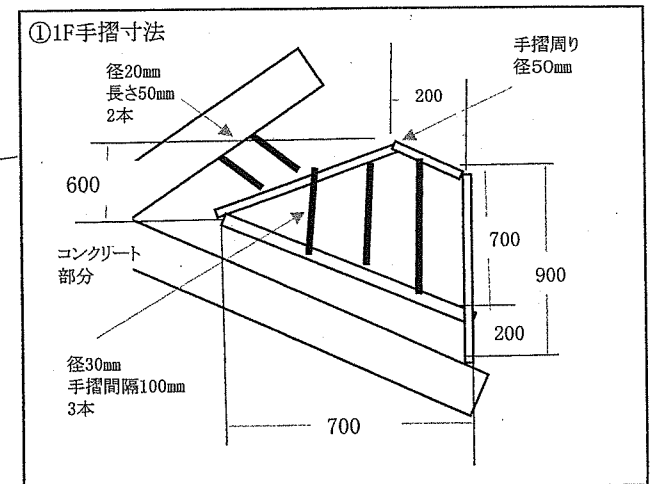
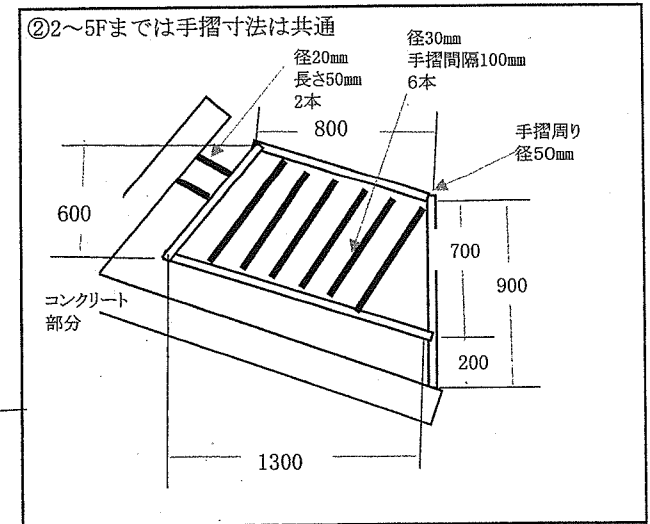
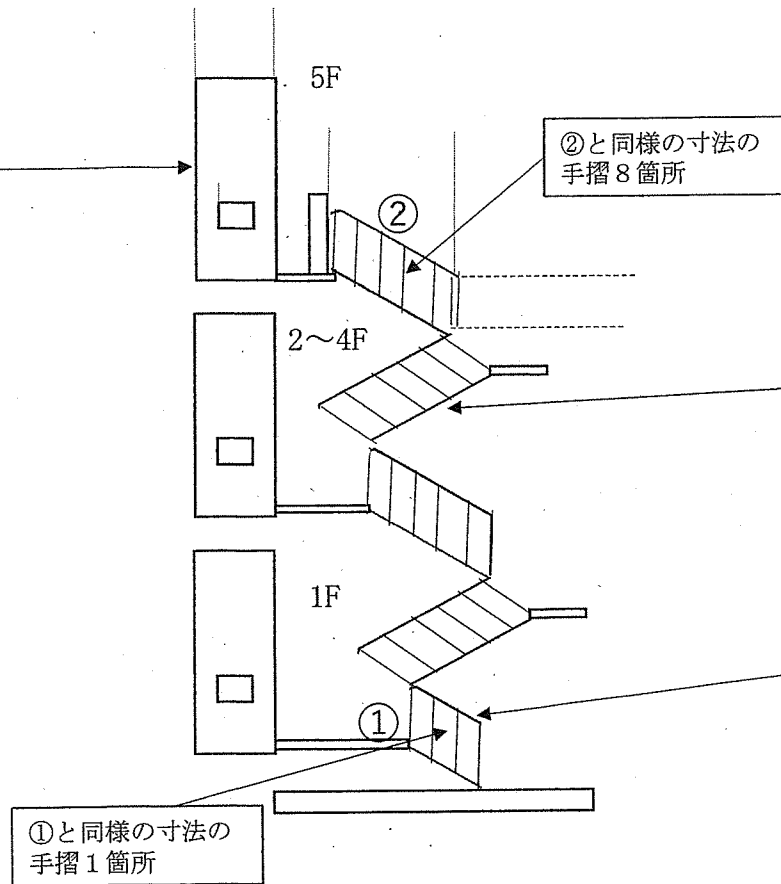
④和室 入口



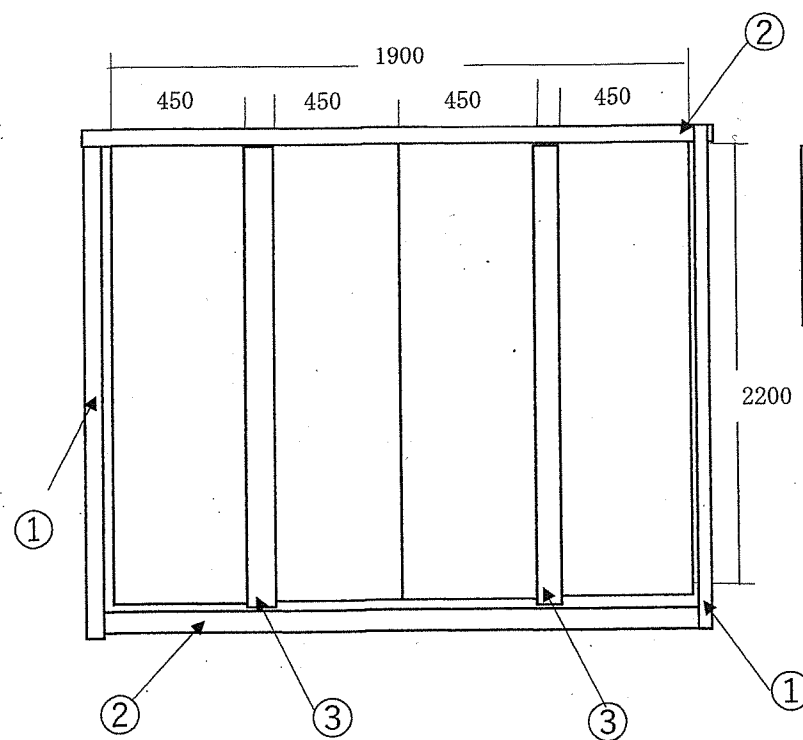
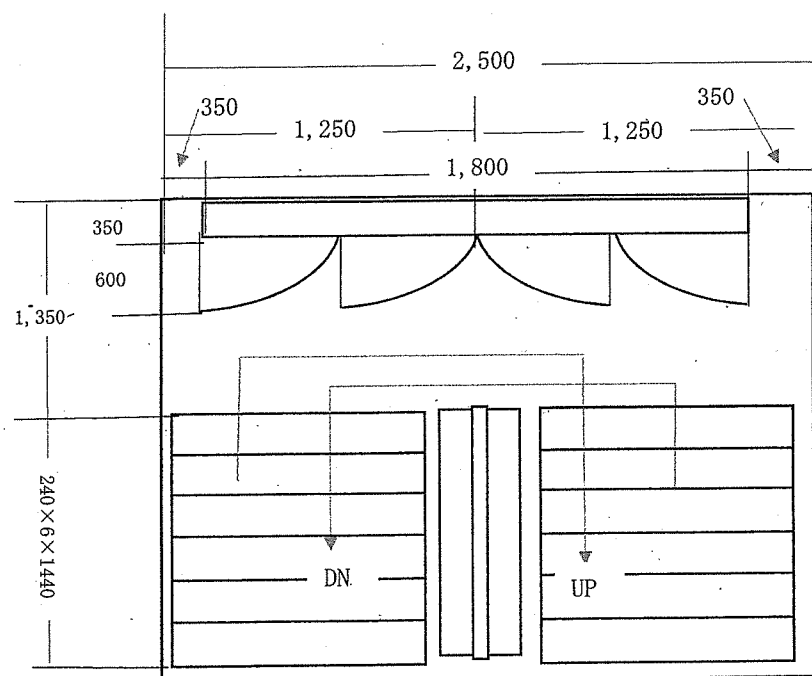
10 玄関・階段図(c・d規格共通)



(塗装は裏表及び枠も含む。)



11 PS板要図(c・d規格共通)



番号	幅
①	30
②	80
③	50

12 機械設備平面図(c・d規格共通)

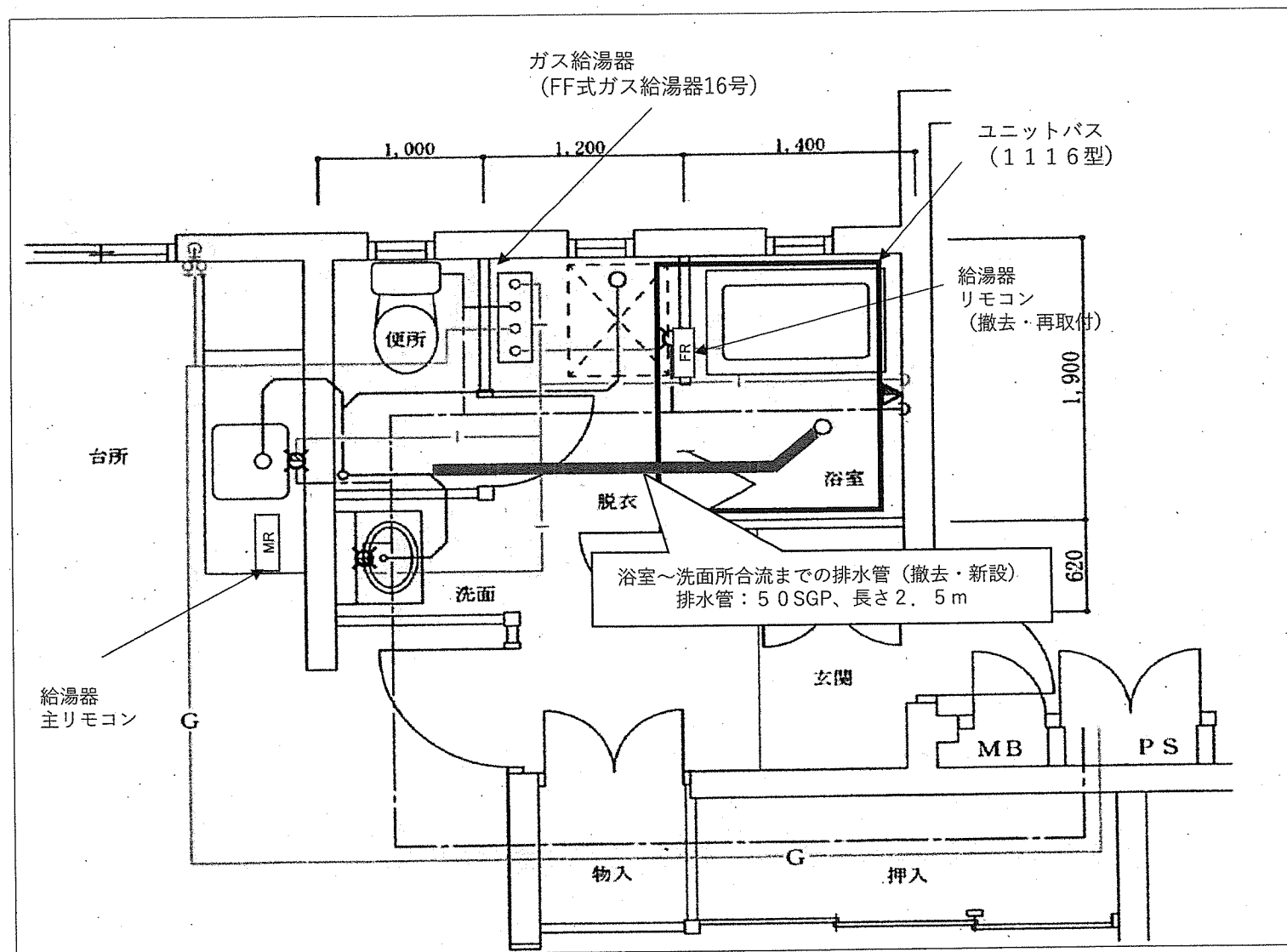
凡 例

【機械設備】

———	給水管
———	給湯管
———	排水管
——G——	ガス管

室内横引き排水管名称・管		
器具	単独	合流
流し台	40SGP	65SGP
洗濯機	50SGP	65SGP
洗面化粧台	40SGP	65SGP
ユニットバス	50SGP	65SGP
洋風大便器	75	—

室内横引管名称・管径		
種 別	管の名称	配管径
給水管	水道用ポリエチレン管 体ライニング鋼管	20A
給湯管	鋼及び鋼合金目無管	20A
ガス管	配管用炭素鋼鋼管(黒)	20A



13 電気配線図(c・d規格共通)

